

第50回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和3年3月25日（木）9：30～11：45

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、久保山茂樹、玉川淳、檜山直春、宮田丈乃

欠席委員（50音順、敬称略）：小谷亜弓、児山秀一

事務局：（こども育成総務課）島田課長、新倉係長

（幼保児童施設課）小澤課長、八橋係長、横山主任、杉浦

（保育課）岸課長、上野係長、芦澤主任

傍聴者：6人

1 開 会 （事務局（幼保児童施設課））

- ・委員7名中5名の出席により会の成立を報告
- ・配付資料の確認

2 議 事 （会長による議事進行）

（1）幼保連携型認定こども園の分園移転等の計画について

○事務局（幼保児童施設課）【資料2（(仮)三和こども園駅前分園）】により説明

〔補足事項〕

今回の審議は、分園の移転にあたり内装工事費の国への補助金申請に伴う承認を得る事項で、定員増の認可変更は、次回の審議会で改めて行う。

駐車場は、平面図にある2台のうち1台分を確保しているが、違う場所にも駐車場を確保しよう考えている。

【A委員】

4階建てのビルだが、2階以上は何になるのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

現時点では、2階は歯科医院、3階は未定でテナント、4階はオーナーの居住フロアと聞いている。

【A委員】

園庭は、平面図の園庭出入口と記載されている場所から隣地境界線で囲まれた部分か。

【事務局（幼保児童施設課）】

車線が引いてあるウッドデッキ部分である。

【A委員】

ウッドデッキ部分だけでは、43.24㎡に満たないのではないかと。

【事務局（幼保児童施設課）】

設計士が計算し、この面積となっている。

【A委員】

隣との境界線は、どのように仕切られているのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

承知していない。

【B委員】

園庭の基準で2歳児以上の3.3㎡は満たしているが、実際には0歳や1歳児も園庭で遊ぶと思う。そうすると、園庭だけでなく、近隣の公園の使用も考えられるが、安全に移動でき適切な公園はあるのか。

現在、三和こども園の定員は149名であるが、分園の定員を増やすことで本園に上がれないなどがなく、園全体の定員数をみて設定されているか。

【事務局（幼保児童施設課）】

近くに安浦公園があるが、歩いて15分ほどの上町にある本園の園庭を利用することも可能である。

増した1名については、本園に上がれることを確認している。

【事務局（幼保児童施設課）】

先ほどのA委員の質問の回答を訂正したい。

園庭をウッドデッキ部分と説明したが、平面図の園庭出入口の門扉から隣地境界線の破線をたどって調理室右の集水桝の所までが43.24㎡を園庭としており、ウッドデッキは園庭の一部となる。

【A委員】

ウッドデッキから自由に出入りできるのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

できる。

【会長】

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

（2）保育所の建て替え等の計画について

○事務局（幼保児童施設課）【資料3（コアラ保育園）】により説明

〔補足事項〕

今回の審議は、園舎の建て替え工事費の国への補助金申請に伴う承認を得る事項で、定員増の認可変更は、次回の審議会で改めて行う。

保育所の設備基準で園庭は必置ではないが、当園の方針として小さくても園庭を設置したい考えである。

平面図に記載されている外階段は、2階から園庭を利用する際の階段であり、2つ以上の避難経路の1つとして認められていない。そのため、待避上有効なバルコニーをもう1つの避難経路としている。

【C委員】

議事（1）の補助額と違うが補助基準額は何に基づくものなのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

本件は、本園の建て替え工事で、補助基準額は二千万円となり、4分の3を補助するので一

千五百万円が市からの補助額、三和こども園は、分園の工事費のため補助基準額一千四百万円となり、4分の3を補助するので一千五十万円が市からの補助額になる。定員増に関する補助基準は19名までは同じだが、本園と分園で補助基準額に違いがあるためである。

【B委員】

先ほど、待避上有効なバルコニーと2つ以上の避難経路の話しがでたので、事業を実施する側からすると、園舎の基準が消防の基準と児童福祉施設の基準に分かれているのは、わかりづらい。市で対応できる事ではないが、一致していると、このような計画が立てやすくなり良いのではないかと思う。

2階の平面図では、階段を上った廊下から保育室に入るようになっていて、他の保育室に行くには他の保育室を通らないといけないように見え、4歳保育室からトイレに行くには3歳か5歳保育室を通らないといけない構造となっているが、廊下を通して他の保育室へ行くのが一般的と考えるが、保育所の構造としては一般的なもののなか。

【事務局（幼保児童施設課）】

園庭を確保したいと言う考えから、このような保育室の構造となっており廊下がないといけないとはいえない。

【B委員】

他の保育室に行くには他の保育室を通る構造となっているということでもいいか。

【事務局（幼保児童施設課）】

その通りである。

【B委員】

園舎建て替えのために仮園舎を建てたが、仮園舎の費用は自己負担となっているが、内装工事だからなのか、一般的に建て替えに伴う一時的に使用する仮園舎は自己負担となるのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

本件は、賃貸物件に対する改修工事に補助するもので、仮園舎は補助の対象となっていない。また、補助基準額を大幅に超えているため対象としていない。

【B委員】

ケースによっては、仮園舎の建設でも補助対象となる場合もあるということでしょうか。

質問した理由は、同じような時期に保育所等が建てられているので、おそらく40年50年経った建物は同時期に建て替えになると思い、仮園舎を建てないと園舎の建て替えが出来なかった場合、その費用が全部自己負担となると経済的に建て替えが難しくなってしまう事業者が出てきてしまうのではないかと心配になった。

【事務局（幼保児童施設課）】

国の要綱では、対象経費に仮園舎の部分は書かれていないため、基本的には、賃貸物件に関して仮園舎は対象になっていない。それ以外の自己所有の建物に対する建替工事の補助については、仮園舎も補助金の対象に出来る場合もある。

【C委員】

仮園舎についての審議はどのように行っているのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

仮園舎については、事業者から当課に平面図を提出してもらい、保育所の基準を満たしてい

るか確認している。本園舎ではないため、事務局で審査したことになる。

【会長】

あくまでも補助金の支出手続きの中で本審議会の付議事項となるかが決まっており、仮園舎は補助金の対象ではないため、本件の付議事項に関わらないと理解する。

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

(3) 小規模保育事業所の事業認可等について

○事務局（幼保児童施設課）【資料4（仮）「湘南長沢幼稚園ペリー小規模保育園」】により説明
〔補足事項〕

連携施設の湘南長沢幼稚園は幼稚園であるため、3歳になった時の受け入れは1号認定子どもの設定しかない。2号認定こどもを希望する場合は、新たに保育所や認定こども園を探し利用調整の対象となる。

連携施設との距離について特に決まりがないため、本市では、分園の取り扱いの概ね通常の交通手段で30分以内の距離を目安としている。

【A委員】

平面図の保育室に書かれている曲線は何か。

【事務局（幼保児童施設課）】

事業者からは、床の模様で雲や空などをイメージしたものと聞いている。

【A委員】

1歳児と2歳児保育室には境界がない作りで、説明にあった廊下部分も行き来ができるということか。

【事務局（幼保児童施設課）】

そうである。特に壁もなくワンフロアである。面積の基準を満たしていることを示すために線を引いている。

【A委員】

現在、幼稚園を運営している事業者が、今回初めて保育施設を運営することになるが、保育施設としては新規の開園に近い状況ではないか。施設長や保育士の経験など審査する上で問題はないのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

予定している園長は保育士資格を持っており、他の保育所やこども園で長年経験を積んでいる。

【A委員】

園長の経験者か。

【事務局（幼保児童施設課）】

園長の経験はない。

【A委員】

他の保育士も保育の経験があるのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

他の保育士の確認はできていない。今のところ、園長候補者は保育の経験があることを確認している。

【D委員】

3歳児の2号認定こどもは受け入れ先を探す際に、優先権として20ポイントの加算があると説明があったが、20ポイントのみなのか。あとは保護者自ら選択しなくてはいけないのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

20ポイント加算されることは、大きな比率であるため希望した園に入園できる。

【B委員】

小規模保育事業所に入園される方は、2号認定こどもになる場合が多いと思われるため、3歳以降の受け入れ先が湘南長沢幼稚園であり、1号認定子どもしか受け入れができないため、受け入れ先が無くならないように、2号認定こどもには利用調整時に20ポイント加算されると説明があったが、保護者が理解していないと意味がないため入園時には卒園後の選択肢について丁寧な案内をしてもらいたい。

【事務局（幼保児童施設課）】

園が募集する際に、十分説明することになっている。

【B委員】

小規模保育事業所の職員に歯科医はいなくてよいのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

保育所の基準と同じため歯科医も必要である。記載はしていないが、湘南長沢幼稚園の歯科医となる。

【B委員】

連携施設と場所が離れていることについて分園の取り扱いを用いたが、今後もこの考え方を踏襲するのか。

通常、事業者が小規模保育事業所を作る場合、一般的には自分の園の近くに作るのではないのか。今回は、待機児童の問題から久里浜地区に作るようになったのだと思うが、市が設置を依頼したのか。事業者がこの場所を選んだのか。なぜ、離れた場所になってしまったのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

市からの依頼ではない。

事業者から何かできるとはないかと話があり、北下浦地区では待機児童が多くないため小規模保育事業所を作ることは難しいと伝えたところ、どこなら出来るかと質問され、待機児童が多い久里浜地区なら長沢とも近いので可能ではないかと回答した。

【B委員】

この場所に設置することに至った経緯は理解した。

今後も、連携施設との距離は分園の取り扱いを準用する対応となるのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

そうである。

【B委員】

近隣にも幼稚園があるので、その兼ね合いが気になり質問したが、概ね考え方が分かった。

【会長】

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

(4) 家庭的保育事業所の認可変更等について

○事務局（幼保児童施設課）【資料5（さくら保育室）】により説明

【C委員】

平面図で和室・洋室と屋外との境は、掃出しか、窓なのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

掃出しである。

【C委員】

将来自園調理する予定だが、トイレに行くにはキッチンの火の近くを通るように見えるが安全なのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

調理をするのは先になるが、キッチンを区画してもらうなど工夫してもらい、調理中はなるべく通らないで行けるようにしたい。例えば、扉を付けるなど、キッチンに園児が行かないように考える。

【会長】

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

(5) 放課後児童クラブ（学童クラブ）の整備計画について

○事務局（幼保児童施設課）【資料6（(仮)長岡学童クラブ）】により説明

〔補足事項〕

長岡むつみ会設置の放課後児童クラブの状況の表の児童数は推移を予想した数である。

長岡むつみ会第一は主に北下浦小学校の児童、長岡むつみ会第二は主に津久井小学校の児童を受け入れている。

3「創設整備をしようとする施設の概要」7定員は、面積定員を記載している。基準条例で学童室の面積基準は児童1人あたり1.65㎡と規定されているが、児童の安全を考え適正な規模で運営するため、学童クラブの定員は概ね40人以下と規定されている。

【B委員】

定員51人、予定児童数48人、基準が40人であると8人は入れないのではないかと。

令和2年度の長岡むつみ会第一は33人、第二は39人で合わせると72人だが、統合後は40人になるが大丈夫なのか。

【事務局（こども育成総務課）】

条例で40人以下と明記しているが、国の補助金ではある程度ののりしろを考えており、例えば定員が45人でも申請できるようになっている。このような切り替え時には待機児童が出てしまうことなどがあるため、1年程度、解消するまでは経過措置として受け入れている。

原則定員は40人以下であり、今後、定員の適正化していくにあたり募集人数を減らすなど基準に近づけていく考えである。

【B委員】

では、定員は何人になるのか。

この定員とは、幼稚園で言う認可定員のことで、実態である利用定員にあたる人数が40人と言うことか。

【事務局（こども育成総務課）】

1. 65㎡の面積基準では定員51人まで受け入れ可能で違反ではないが、市の条例でも規定されている40人以下で運営していく考えである。

【B委員】

ということは、定員は40人になるのか。

【事務局（こども育成総務課）】

そうである。

【D委員】

定員はとても大事な部分である。

市の指針の説明であったように、現在、概ね40人以下で運営しているので、定員は厳守してもらいたい。

定員に面積基準の人数の51人が記載されていたため、紛らわしくなってしまったのではないか。

市の指針にあるように、子どもの視点になって運営することが明記されているので、やむを得ない場合は仕方がないが、まだ1年先のことであるため、できる限り調整し40人に近づけ基準を守れるようにしてもらいたい。やむを得ないとしても、定員40人に対し48人は多すぎるのではないかと、事業者としっかり調整してもらいたい。

市は、各放課後児童クラブに調査をして、定員の適正な人数を40人とし指針に示した。放課後児童クラブは、指針に沿って運営しているため、理解してもらった方がいいと思う。

【事務局（こども育成総務課）】

委員の言われたとおりであり、市は定員を概ね40人以下が適正な規模としているため、令和4年の開所まで期間があるので、事業者としっかり調整を行っていく。

【会長】

概ね40人以下の“概ね”の概念には幅があり、“概ね”がどこからどこまで含まれるかではあるが、心配なのは、現に長岡むつみ会が運営している長岡むつみ会第三は、沿革によると平成14年から運営しているが、人数が昨年度47人、今年度46人、来年度47人となっている。今まで学童クラブは、40人で運営しているとの事務局の説明であったが、既存のクラブは、規則ができる前からの定員であったからなのかもしれないが、安全のために40人以下にする指針となっているのに、このような運営でいいのか。齟齬がないのか、なども含めて、丁寧な説明をしてほしい。

そもそも施設の構造で定員としていいのか。補助金上で仕方がないのかもしれないが、運営規程の人数を定めるものと、“概ね”の時限的なものの読み方について既存の他の事業の取り扱いも含めて、整合的に考えられるよう説明をしてほしい。

【事務局（こども育成総務課）】

委員の言われたとおりであり、定員を51人と記載したのは紛らわしかった。面積基準と実定

員がわかるように記載するべきであったので、次回以降の資料作成時には、わかりやすくする。

長岡むつみ会第三の定員47人は、概ね40人以下からすると若干オーバーしている。

現在の面積基準の1.65㎡の条例が出来たのは、平成27年4月で子ども・子育て支援法が制定され、このような仕組みができた。その際に、急には移行できないため経過措置期間を設け待機児童が出ないようにしてきたが、市としては、概ね40人以下と定めているため、40人に近づけるよう、今後、補助金の説明会や監査を通じて、40人以下に定員を解消するよう促していく。

【会長】

経過措置とはいえ児童は最長でも6年間で、いつまでも経過措置が適用されるものでないと思う。単年度での解消は無理かもしれないが、他の施設との全体のバランスをとり考えてほしい。

【D委員】

3.創設整備をしようとする施設の概要の2の施設の名称では（仮称）長岡学童クラブだが、10の整備概要及び運営形態では、移転後の長岡むつみ会第一と記載されているが、（仮称）長岡学童クラブと関係があるのか。その他にも第三や第一があり、この名前が生きるのか名前だけ違っているのか、確認したい。

【事務局（こども育成総務課）】

わかりづらく、申し訳なかった。

現在、長岡むつみ会が運営しているのは、第一、第二、第三で、今回、第一と第二を合わせて新規で建設するため、第一や第二の名称を使わず、長岡学童クラブを仮称で付けているが、まだ開所まで期間があるため、第三も含めて正式名称を決める。

【A委員】

床面積で計算すれば51人かもしれないが、5、6年生がいるとか、今の時期は学校や塾の荷物を大量に持って帰ってくることを考えると、51人は入らないのではないかな。このようなことも考慮し定員概ね40人以下に近づけてもらいたい。

ただ、何故このような事態になっているかは、横須賀市の学童クラブの体制が兼ねてから問題になっていると思う。非常に公設の学童クラブが少ないことがあげられる。その中で民間や私もそうだったが保護者が運営する学童クラブがたくさんある。かなり苦労して保護者会で定員を増やすか減らすか紛糾しながらなんとか運営をしている。運営事業者が指導を受けると言うより、本来なら公設すべきものもあるのではないかなと言うことを、市として踏まえてもらえるとありがたい。

質問だが、現在勤務している指導員が新しい施設に移って勤務するのか。

【事務局（こども育成総務課）】

把握していないが、基本的に第一と第二の職員は新しい施設に移ってもらうことになると思うが、社会福祉法人が運営している第三も含めて、相対的に職員を配置すると思う。

【A委員】

通っている児童で特別支援学級の児童はいるか。

【事務局（こども育成総務課）】

把握していないが、支援が必要な児童がいた場合には職員を加配ができ、児童1名か2名に対し職員1名、3名以上で2名の職員が配置される。基本的に放課後児童クラブは医療的ケアが必要でない限り支援が必要な児童も積極的に受け入れてもらっている。今後も、受け入れをお願いしていく。

【A委員】

先ほどの指導員のことに繋がるのだが、運営も変り指導員も変わるのであれば支援学級の児童のことを想定した運営を考えているのか、大事なことである。
現状で支援級の児童がいるのであれば、引き継げるような運営を考えなければ成り立たないと思うので、とても大事なことだと思う。

【事務局（こども育成総務課）】

支援学級の児童もそうだが他の児童についても同じく、明日から新たな指導員に替わってしまうのは困ると、各放課後児童クラブからも聞いているので、支援が必要な児童はもちろんのこと、なるべくそのようなことがないように対応してもらえようをお願いをする。

【A委員】

現在、北下浦小学校の中に放課後児童クラブがないが、長岡学童クラブが申請する時に、北下浦小学校の校内に設置することは検討されなかったのか。児童の安全や校庭が使える運動ができることを考えると校舎内に設置するのが望ましいのではないかな。

【事務局（こども育成総務課）】

委員の言われたとおり、学校の中に放課後児童クラブがあるのが一番だと思う。
本市でも、小学校内での放課後児童クラブの設置を進めており、現在27校に設置されている。毎年、全ての放課後児童クラブに学校で運営したいか調査を実施している。希望したクラブの学区内の学校の教室を調査した上で、相互の意見が合致した場合、設置できることになるのだが、残りの学校は1階が全て特別教室になっていたり、先生方が帰った後の教室を個別に管理するのが難しい構造であったりする問題があるため、なかなか進んでいない。
今回の長岡学童クラブは、自前の土地での運営を希望していたため、学校で運営する話しはなかった。

【A委員】

市として校舎内に設置する方向性があることが分かったので、是非、進めてもらいたい。

【D委員】

この件は、付帯意見を付けるのか。
協議の中で、事業者と市がやり取りをもう一度整理してもらうことでよいということなのか。

【事務局（こども育成総務課）】

まだ運営開始まで期間があるので、事業者と調整していく。
定員については、条例に概ね40人以下と明記されているため必ず守ってもらい、職員の配置や引き継ぎ、名称などは期間までに詰めていきたい。

【会長】

今後の対応については、本審議会の付帯意見とするかどうかの確認で、今の質疑の中で、市の考えを聞いたので、その通り進めてもらえば付帯意見としなくて良いか。

【D委員】

定員は厳守してもらえということなので、きちんと対応してもらえれば良いのではないかな。

【事務局（こども育成総務課）】

今後、きちんと事業者と詰めて行きたいと思っているのでよろしくお願いいたします。

【会長】

今後、何かあり必要があれば報告するようお願いしたい。

意見はないため、付帯意見は付けずに事務局案のとおりとする。

3 報告事項 （会長による議事進行）

- （１）（仮称）中央こども園の設置及び併設子育て支援事業に係るパブリック・コメント手続の結果について

○事務局（保育課）【資料７】により説明

- （２）ウェルシティ市民プラザにおける「一時預かり事業」等の実施について

○事務局（保育課）【資料８】により説明

4 その他 （会長による議事進行）

【事務局（幼保児童施設課）】

前回の第49回子ども育成分科会で審議していただいた、家庭的保育事業所「（仮称）わくわく保育室」について、田浦町の横須賀基督教社会館の4階に、当初、令和3年4月1日開所予定であったが、審議後に消防局より防火上の施設設備が必要であるとのことで、その対応に日時を要するため、6月1日の開設とし2か月遅延することを考えている。

5 閉 会 （事務局（幼保児童施設課））

- ・次回、第51回は令和3年9月に開催し、議事は「児童福祉施設等の定員変更について」等の予定。

以 上